

根拠条項等

令和 8 年 9 月

下関市上下水道局

【目次】

第1章 法律、規則

水道法	1
建設業法	1
建設業法施行規則	1
建設リサイクル法.....	4
労働安全衛生法	4
大気汚染防止法	5
騒音規制法	5
振動規制法	5
土壌汚染対策法	6
道路法	6
電気事業法	6
文化財保護法	7

第2章 山口県土木工事共通仕様書

第1編共通編.....	8
第2編材料編.....	14
第3編土木工事共通編.....	14

第3章 下関市、下関市上下水道局条項等

工事約款.....	16
指示事項（工事）.....	19
下関市上下水道局工事執行規程	22

水道管布設工事共通仕様書.....	23
下関市上下水道局週休 2 日工事の実施要領（土木・設備工事）	24
下関市上下水道局電子納品ガイドライン	24
下関市上下水道局工事情報共有システム運用ガイドライン	24
下関市上下水道局遠隔臨場ガイドライン	25
下関市上下水道局請負工事中間技術検査実施要領	25
下関市上下水道局請負工事成績評定要領	25
下関市臨海部公共残土処理場における建設発生土の処分に関する要綱	25

第1章 法律、規則

【水道法】

第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

【建設業法】

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
- 二 請負代金の額
- 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- 五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 八 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め
- 九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十五 契約に関する紛争の解決方法
- 十六 その他国土交通省令で定める事項

【建設業法施行規則】

第十四条の二 法第二十四条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成建設業者(法第二十四条の八第一項の規定(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号。次項第一号において「入札契約適正化

法」という。)第十五条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)により施工体制台帳を作成する場合における当該建設業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

イ 許可を受けて営む建設業の種類

ロ 健康保険法第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況(第三号ハにおいて「健康保険等の加入状況」という。)

二 作成建設業者が請け負つた建設工事に関する次に掲げる事項

イ 建設工事の名称、内容及び工期

ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地

ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項

ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項

ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格(建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。)又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別

ヘ 法第二十六条第三項第二号の規定により監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を置くときは、その者の氏名及びその者が有する監理技術者補佐資格(主任技術者資格を有し、かつ、令第二十九条第一号に規定する国土交通大臣が定める要件に該当すること、又は同条第二号の規定による国土交通大臣の認定があることをいう。次項第三号及び第二十六条第二項第三号イにおいて同じ。)

ト 法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者若しくは監理技術者又はヘの監理技術者補佐以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその者が有する主任技術者資格

チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)

(1) 氏名、生年月日及び年齢

(2) 職種

(3) 健康保険法又は国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による医療保険、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険(第四号チ(3)において「社会保険」という。)の加入等の状況

(4) 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第七項に規定する被共済者に該当する者(第四号チ(4)において単に「被共済者」という。)であるか否かの別

(5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容

(6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格

リ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者(第四号リにおいて「一号特定技能外国人」という。)及び同表の技能実習の在留資格を決定された者(第四号リにおいて「外国人技能実習生」という。)の従事状況

三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項

- イ 商号又は名称及び住所
- ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
- ハ 健康保険等の加入状況

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

- イ 建設工事の名称、内容及び工期
- ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
- ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第十九条の二第二項に規定する通知事項
- ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第十九条の二第一項に規定する通知事項
- ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別
- ヘ 当該下請負人が法第二十六条の二第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
- ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地
- チ 建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項(建設工事に従事する者が希望しない場合においては、(6)に掲げるものを除く。)
 - (1) 氏名、生年月日及び年齢
 - (2) 職種
 - (3) 社会保険の加入等の状況
 - (4) 被共済者であるか否かの別
 - (5) 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
 - (6) 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
- リ 一号特定技能外国人及び外国人技能実習生の従事状況

2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し(作成建設業者が注文者となつた下請契約以外の下請契約であつて、公共工事(入札契約適正化法第二条第二項に規定する公共工事をいう。以下同じ。))以外の建設工事について締結されるものに係るものにあつては、請負代金の額に係る部分を除く。)
- 二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面(当該監理技術者が法第二十六条第五項の規定により選任しなければならない者であるときは、監理技術者資格者証の写しに限る。))及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 三 監理技術者補佐を置くときは、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 四 前項第二号トに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

第十四条の四 法第二十四条の八第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人(再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ

- 。)の商号又は名称及び住所並びに当該再下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号
- 二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日
 - 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第十四条の二第一項第三号イからハまでに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからヘまで、チ及びリに掲げる事項
- 2 再下請負通知人に該当することとなつた建設業を営む者(以下この条において「再下請負通知人該当者」という。)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面(以下「再下請負通知書」という。)により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第十九条第一項及び第二項の規定による書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結される請負契約の請負代金の額に係る部分を除く。)を添付しなければならない。

【建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）】

- 第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 第十二条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。次項において同じ。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第十条第一項第一号から第五号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。
- 第十三条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十九条第一項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 2 対象建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に規定する事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

【労働安全衛生法】

- 第三十条 特定元方事業者は、その労働者である作業従事者(当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。)及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。
- 一 協議組織の設置及び運営を行うこと。
 - 二 作業間の連絡及び調整を行うこと。
 - 三 作業場所を巡視すること。
 - 四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。
 - 五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び

作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

【大気汚染防止法】

第十八条の十五 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事(以下「解体等工事」という。)の元請業者(発注者(解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。))から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。))は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うとともに、環境省令で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

一 当該調査の結果

二 当該解体等工事が特定工事に該当するとき(次号に該当するときを除く。)は、当該特定工事に係る次に掲げる事項

イ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ロ 特定粉じん排出等作業の種類

ハ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ニ 特定粉じん排出等作業の方法

三 当該解体等工事が第十八条の十七第一項に規定する届出対象特定工事に該当するときは、当該届出対象特定工事に係る次に掲げる事項

イ 前号に掲げる事項

ロ 前号ニに掲げる特定粉じん排出等作業の方法が第十八条の十九各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

【騒音規制法】

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類

三 特定建設作業の場所及び実施の期間

四 騒音の防止の方法

五 その他環境省令で定める事項

【振動規制法】

第十四条 指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の七日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- 三 特定建設作業の種類、場所、実施期間及び作業時間
- 四 振動の防止の方法
- 五 その他環境省令で定める事項

【土壌汚染対策法】

第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

【道 路 法】

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

【電気事業法】

第四十二条 事業用電気工作物(小規模事業用電気工作物を除く。以下この款において同じ。)を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、主務省令で定めるところにより、保安を一体的に確保することが必要な事業用電気工作物の組織ごとに保安規程を定め、当該組織における事業用電気工作物の使用(第五十一条第一項又は第五十二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事)の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。

第四十三条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

- 2 自家用電気工作物(小規模事業用電気工作物を除く。)を設置する者は、前項の規定にかかわらず、主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

【文化財保護法】

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

第2章 山口県土木工事共通仕様書

【第1編 共通編】

【1-1-2 用語の定義】

26.書面

書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、文書の真正性が確認されたものも有効とする。

【1-1-3 設計図書の照査等】

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

【1-1-4 施工計画書】

1. 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書は最新版を現場事務所に常備すること。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要船舶・機械
- (7) 主要資材
- (8) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (9) 施工管理計画
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日（週休2日の導入）
- (16) その他

2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

【1-1-5 コリンス（CORINS）への登録】

1. 登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンス）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンス登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンスから監督職員にメール送信し、速やかに監督職員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

【1-1-10 施工体制台帳】

1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び施工体制台帳作成要領に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 施工体系図

第1項の受注者は、国土交通省令及び施工体系図の作成要領に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

【1-1-19 建設副産物】

4. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促

進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

【1-1-20 工事完成図】

受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

【1-1-21 工事完成検査】

1. 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

【1-1-24 施工管理】

8. 記録及び関係書類

受注者は、山口県土木工事施工管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

【1-1-25 履行報告】

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

【1-1-28 工事中の安全確保】

13. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

【1-1-29 爆発及び火災の防止】

1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

【1-1-31 事故報告書】

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

【1-1-32 環境対策】

7. 特定特殊自動車の燃料

受注者は軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職

員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

【1-1-34 交通安全管理】

14. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。

また、道路交通法施行令（令和6年9月改正政令第272号）第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（ただし、指定道路については4.1m）
重量 総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0 t）
軸 重	10.0 t
隣接軸重 の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18 t （隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該 隣り合う車軸に係る軸重が9.5 t 以下の場合は19 t）、 1.8m以上の場合は20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

【1-1-37 官公庁等への手続等】

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合には、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

【1-1-39 工事測量】

1. 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認し、監督職員からの請求があった場合は測量結果が分かる資料を提示しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。

【1-1-40 不可抗力による損害】

1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

【1-1-42 保険の付保及び事故の補償】

1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

6. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。

【2-3-1 一般事項】

2. 地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。

受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。

なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提

示しなければならない。

【3-3-2 工場の選定】

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。
- (2) JISマーク表示認証工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

2. JISのレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編3-3-2第1項（1）により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合には速やかに提示しなければならない。

なお、第1編3-3-2第1項（1）により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合には、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

3. JIS以外のレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編3-3-2第1項（2）に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。

また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

【3-5-4 材料の計量及び練混ぜ】

1. 計量装置

- (2) 受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

【3-7-3 加工】

2. 鉄筋加工時の温度

受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

【3-7-5 継手】

4. 継手構造の選定

受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

【第2編 材料編】

【第2節 工事材料の品質】

1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

4. 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

【第3編 土木工事共通編】

【1-1-1 工程表】

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

【1-1-3 監督職員による確認及び立会等】

6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、主要な工事段階の区切りにおける段階確認について設計図書、または監督職員の指示により、これを施工計画書に記載するとともに、表1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる日程調整を、口頭等による連絡にて行うものとする。
- (3) 受注者は段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。

- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

【1-1-4 数量の算出】

2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、山口県土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

【1-1-5 工事完成図書の納品】

1. 一般事項

受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。

- ①出来形、品質管理資料
- ②工事写真
- ③工事完成図
- ④工事管理台帳

第3章 下関市、下関市上下水道局条項等

【工事約款】

第3条 受注者は、この契約の締結の日から5日以内に設計図書に基づいて、対象工事に係る任意の様式による請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び所定の様式による工程表（以下「工程表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。この契約を変更する契約を締結した場合の工程表の作成及び提出についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事の工期が30日未満である場合は、工程表の提出は不要とする。

3 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

4 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付し、又は次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(2) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

第7条 受注者は、対象工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者の商号又は名称その他必要な事項を書面により発注者に通知しなければならない。

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めたときは、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 建設業法第26条の規定による主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐等の技術者（以下「主任技術者等」という。）
- (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

第18条 受注者は、対象工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に対象工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

第32条 受注者は、対象工事を完成したときは、その旨を発注者に所定の様式により通知しなければならない。

第33条 受注者は、対象工事が完成検査(前条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)に合格したときは、請負代金支払請求書を発注者に提出するものとする。

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡しを受ける前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

第35条 受注者は、対象工事について、保証事業会社と工期の満了の日(以下「完成期日」という。)を保証期限とする前払金保証契約(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約をいう。以下同じ。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、請負代金額の10分の4を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が100万円未満である場合は、この限りでない。

4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と追加の前払金に関して、完成期日を保証期限とする前払金保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、その保証証書記載の保証金額の範囲内において、請負代金額の10分の2を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

8 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ所要の要件に該当するかどうかについて、発注者に対し、認定の請求をしなければならない。

第38条 受注者は、対象工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料(製造工場等にある工場製品がある場合にあっては当該工場製品を含むものとし、第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。)に相当する請負代金の額(以下「請負代金相当額」という。)の10分の9以内の額(その額が、次の各号に掲げる年度において、当該各号に掲げる額を超えるときは、その当該各号に掲げる額)の範囲内において、発注者に対し、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、1会計年度につき 回(中間前払金の支払があつた場合は、当該年度の回数を1回減ずるものとする。)を超えることができない。

(1)	年度	円
(2)	年度	円
(3)	年度	円

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者に対して、当該請求に係る工事の出来形部分等の検査を請求しなければならない。

第53条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等

を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により工事目的物及び工事材料等を保険に付したときは、その証券を直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

【指示事項（工事）】

3 法令の順守

- (2) 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。

7 市内資材又は市内代理店等の活用

- (1) 受注者は、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」i n市役所の趣旨を踏まえ、施工する工事に要する資材の調達にあたり、市内資材（市内工場で製造した製品）又は、市内代理店等から購入することを優先し、使用材料について「工事材料使用承諾願」により監督職員の承諾を得ること。
- (2) 設計変更に伴う資材の追加分（数量の増減のみは除く）及び数量の増加分についても、上記（1）と同様の取扱いとする。

8 市内企業の下請活用

受注者は、下請負人を必要とする工事については、本市が展開する「やっぱり地元・大好き！下関運動」i n市役所の趣旨を踏まえ、市内建設業者を優先して活用することとし、市内建設業者を活用しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。

10 建設リサイクル

- (1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次に定めるところによらなければならない。
 - ア 落札者は、落札決定通知後3日（土日・祝日を除く。）以内に、建設リサイクル法第12条の規定により、対象工事の通知に係る事項について、監督職員へ説明書によ

り説明を行うとともに、建設リサイクル法第13条及び省令第7条に基づく書面（以下「書面」という。）を工事担当課所に提出し、承認を受けること。

イ 落札者は、工事担当課所から承認を受けた書面により、分別解体の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載すること。

ウ 書面の作成方法は以下のとおりとする。

(ア)「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とする。

(イ)「再資源化に要する費用」は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

エ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。

- (2) 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日制定）及び建設廃棄物処理指針（平成23年3月30日付け環廃産第110329004号）に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、工事現場の見やすい場所に掲示すること。また、工事完了時は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示することとし、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を工事完成後5年間保存すること。

再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとし、工事完了後に工事登録証明書を発注者に提出すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成できない場合は、国土交通省ウェブサイトに掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のEXCELデータを提出すること。

12 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ（工事实績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。））に基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACICへ登録するとともに、JACIC発行の「登録内容確認書」を監督職員に提示すること。

なお、提示の期限は以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提示期限は、契約締結後10日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (2) 完了時登録データの提示期限は、工事完成後10日以内（土日・祝日を除く。）とする。
- (3) 変更時登録データの提示期限は、変更があった日から10日以内（土日・祝日を除く。）とする。

(4) 訂正時は適宜登録機関に訂正登録をしなければならない。

変更登録は、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として変更登録を必要としない。

19 建設業退職金共済制度

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則 1 か月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則 40 日以内）に発注者に提出しなければならない。ただし、正当な理由（他機関等の退職金加入等）で掛金収納書が提出できない場合及び提出が遅れる場合は、その理由を書面により申し出ること。

また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。

20 下関市環境方針

下関市は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実施することとしている。この取り組みには受注者の協力が不可欠であり、当該請負業務関係者の業務管理や業務実施などにあたり、受注者は、本制度の趣旨を理解し、下記項目について努めること。

(1) 環境法令について

受注者は、工事の施工に当たっては、環境関連法令を尊重し、常に適切な管理を行うものとする。

(2) 事故発生時の対応

受注者は、工事中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後事故内容（原因、経過、被害等）を速やかに報告書として提出すること。

(3) 苦情発生時の対応

受注者は、工事に関する苦情を受け付けた場合は、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずると同時に監督職員へ報告し、その後苦情内容（苦情者、原因、経過等）を速やかに報告書として提出すること。

(4) 工事に関する配慮事項

ア 生活環境対策

低騒音・振動型の建設機械の利用や工事時間帯の制限により、防音・防振対策に努めること。

排出ガス対策型の建設機械の使用により大気汚染防止に努めること。

濁水が直接河川や海域に流出しないよう努めること。

イ 自然環境対策

土壌、土砂が河川や海域に流出しないよう努めること。

土砂の崩壊、流出防備に努めること。

周辺の自然性の高い植生に影響を及ぼさないよう配慮すること。

周辺の動物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

ウ 都市・歴史環境対策

美しい街の緑や、巨木、古木に影響を及ぼさないよう配慮すること。

埋蔵文化財包蔵地における工事に当たっては事前に発掘調査による記録保存を行い、貴重なものは保存活用を図ること。

周辺の歴史的建造物に影響を及ぼさないよう配慮すること。

エ 上記以外においても、著しい環境側面に関する事項があれば、監督職員と協議のうえ、環境に影響を及ぼさないよう配慮すること。

(5) その他

受注者は、上記項目を踏まえた環境対策について施工計画書内に記載すること。

【下関市上下水道局工事執行規程】

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において下請負人を決定したときは、速やかに、管理者に対して、当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を下請負人通知書（様式第3号）により通知しなければならない。

第8条 契約担当者（管理者又は管理者から工事の請負に関する契約を締結することについて決裁又は専決する権限を与えられた者をいう。以下同じ。）は、受注者に対し、工事請負契約締結の日から5日以内に、工程表（様式第4号）を工事を担当する課及び事務所（以下「工事担当課」という。）に提出させなければならない。ただし、工期が30日未満の工事については、この限りでない。

2 契約担当者は、前項の規定により工程表を提出させた場合において、設計図書、工期等の変更に伴い必要があると認めるときは、受注者に対し、当該変更の日から5日以内に、当該変更に係る工程表を工事担当課に提出させなければならない。

第9条 受注者は、次に掲げる者を選任した場合、現場代理人及び主任技術者等選任通知書（様式第5号）により、管理者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 法第26条第1項の主任技術者
- (3) 法第26条第2項の監理技術者
- (4) 法第26条第3項ただし書の監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）
- (5) 法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下、

「専門技術者」という。)

第11条 受注者は、受注した工事が完成したときは、速やかに、管理者に対して、工事完成届（様式第6号）により通知しなければならない。

第14条 受注者による工事の目的物の引渡しは、引渡書（様式第8号）により工事の完成検査に合格した時から当該工事の請負代金（以下「請負代金」という。）の支払時までに行うものとする。

2 管理者は、前項の規定により工事目的物の引渡しを受けたときは、速やかに引取証（様式第9号）を受注者に交付するものとする。

第16条 受注者は、工事が完成する日までに、工事の出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料（製造工場等にある工場製品がある場合にあっては当該工場製品を含む。）（以下「出来形部分等」という。）に相当する請負代金の額（以下「請負代金相当額」という。）の10分の9以内の額の範囲内において、管理者に対し部分払を請求することができる。この場合において、出来形部分等の金額は、管理者が、設計書に定めた金額により算出するものとする。

【水道管布設工事共通仕様書】

3. 1. 2 試掘調査

1. 受注者は、工事の施工に先立ち試掘を行い、地下埋設物の位置等を確認しなければならない。また、その結果を記録写真、調査表等にまとめて、監督職員に報告しなければならない。

3. 1. 9 配水管技能者

4. 受注者は、配置する配水管技能者を記載した「配管工事についての届出」（資格者証等写し添付要）を施工計画書に添付するものとする。

3. 1. 1 2 既設管との切替・連絡

3. 受注者は、切替・連絡工事にあたっては、事前に施工日、施工時間及び内容等について監督職員と十分協議し、切替・連絡工事工程表を速やかに提出するものとする。

3. 1. 1 8 水圧試験

1. 受注者は、配管終了後、継手の水密性を確認するため、原則として監督職員立会いのうえ、管内に充水した後、特記仕様書に示されている方法により水圧試験を行う。また、水道配水用ポリエチレン管については、最後のE F接合が終了してから、1時間以上経過し、管内洗浄後、管内の空気を完全に除去した後に行うこと。なお、水圧試験の方法については、事前に監督職員と協議するものとし、試験結果については、水圧試験結果書を作成し、監督職員に提出するものとする。管種による試験方法については、表-2のとおりである。

5. 4 完成図書

工事完成時に、監督職員へ提出する書類についてはV 参考資料「工事提出物一覧表」に基づき提出を行うこと。また、電子納品を行う場合は「下関市上下水道局電子納品ガイドライン」に基づき行うこと。

【下関市上下水道局週休2日工事の実施要領（土木・設備工事）】

第7条 受注者は、契約締結後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、月単位又は完全週休2日のいずれかを実施するか協議するとともに、受注者が作成した「計画工程表」に基づき必要な工期について受発注者間で確認を行う。

第8条 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表等を提出する。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。なお、発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

【下関市上下水道局電子納品ガイドライン】

2-2 事前協議

受注者は、電子納品を行う場合は、「電子納品事前協議書（工事中）」を提出し、以下の事項について監督職員と協議を行うこと。

(1) 遵守すべき要領・基準等

遵守すべき要領・基準等を受発注者間で協議し、確認すること。

(2) 電子成果品とする対象書類

紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないことを原則とし、以下の項目に留意して電子成果品の対象を協議すること。

・工事及び業務の効率化が図られると判断したものを対象とすること。

・各事業で必要なもの及び利活用が想定されるものを対象とすること。

(3) 電子データのファイル形式（ソフト名、バージョンなど）

各種報告書ファイル、写真ファイル、図面ファイル等に対して、受注者側が作成するのに必要なソフト、発注者側が確認するために使用するソフトおよび電子納品する際のファイル形式を協議し、確認すること。

(4) ウイルス対策

ウイルス対策に使用するソフト等について協議し、確認すること。

(5) 期間中の情報交換

期間中の情報の交換・共有については情報技術を扱う環境等を考慮し、受発注者で協議を行い決定すること。

(6) 検査の方法

検査を行うための方法・準備等について協議し、確認すること。

(7) その他

上記の他に、特に受発注者間で協議しておく必要のある事項について協議を行うこと。

【下関市上下水道局工事情報共有システム運用ガイドライン】

(対象範囲)

下関市上下水道局が発注する全ての工事・業務を対象とし、システムを利用する場合は監督職員と協議を行うものとする。但し、受注者が、システムを利用しない場合は協議を必要としない。

【下関市上下水道局遠隔臨場ガイドライン】

3 実施方法

(1) 事前打合せ

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス）について、監督職員等と打合せを行うものとする。

【下関市上下水道局請負工事中間技術検査実施要領】

第4条 対象者は、中間技術検査請求願（様式第1号）により、技術検査の請求をするものとする。

【下関市上下水道局請負工事成績評定要領】

第7条 工事担当課所長は、前条第1項又は第2項の回付を受けたときは、速やかに、当該評定について、工事成績評定通知書（様式第5号）及び項目別評定点（別紙5）により、受注者に通知しなければならない。

【下関市臨海部公共残土処理場における建設発生土の処分に関する要綱】

第9条 利用者は、処理場を利用しようとする場合は、あらかじめ残土処分受入申込書（様式第1号）を提出し、市長の承諾を受けなければならない。